

## ワンクリック先の マネー・ローンダリング

Eコマースビジネスにおけるマネー・ローンダリング

世界のEコマース市場は、2021年には5兆ドルに近い売上を達成すると予測されている。<sup>1</sup> この市場がインターネットの商業利用が開始された1991年に誕生したとすると、驚愕の成長率である。COVID-19によって実店舗が閉鎖され、多数の消費者にとってオンラインでの購入が唯一の消費手段となり、2020年におけるEコマースにおける小売売上高は全世界において2桁の成長がみられた。特にアジア太平洋においては15.5%、中央および東ヨーロッパにおいては、21.5%となっている。<sup>2</sup>

一方で、従来型の実店舗の再開より、2020年～2024年の世界のEコマース市場での平均年平均成長率は8.1%に落ち着くと予測が出されている。<sup>3</sup> オンライン小売事業者、プラットフォーム事業者にとっては、魅力的な数字であり、また、マネー・ロンダラーにとっても魅力的な数字となっている。オンライン上で、クリックを数回行えば資金洗浄が完了し、不正検知に対しても警戒が不要となり、不正利得した資金の物理的な輸送や精緻な不正検知能力を有する金融機関に検知されるリスクに怯えながら資金洗浄に躍起になる必要がなくなるためである。

既にEコマースを通じたマネー・ロンダリングが犯罪者たちにとって有益であることが下記の報道からも明らかといえる。

- マネー・ロンダラーが中国のEコマースサイトを資金移動に利用した容疑
- クウェートEコマースプラットフォーム「Boutiqaat Being」はマネー・ロンダリング疑いがあるとして調査対象に
- Eコマース上の詐欺と資金洗浄容疑で313人。被害総額は、120万ドルを超える
- FBIがISISはトランザクション・ロンダリングを活用していると告白

しかし、電子商取引が普及するずっと前から、小売販売業界ではマネー・ロンダリングが発生した。高級品購入時の高額な現金や、小売クレジットカードの過払いに対する払い戻し小切手を活用し、クリーンな資金であると偽る、また、個人情報の盗難は、伝統的な小売事業においても一般的なマネー・ロンダリング手法であった。これらの手法は、現在においてもマネー・ロンダラーにとって有効である一方で、Eコマースがより迅速な資金移転を提供していることから、従前と比較して、魅力が減少したといえる。

Eコマースにおけるマネー・ロンダリングまたはトランザクション・ロンダリングは、Eコマースと事業者による業務処理を利用して、架空の取引を正当な取引に見せかけるプロセスをいう。<sup>4</sup> このような取引は、架空取引であることを認識または未認識した当事者がEコマースプラットフォーム上で入り乱れ、オンライン上のつながりに依存して、商品・サービスの売買が実施されている。

1 Ethan Cramer-Flood, Global Ecommerce Update 2021: Worldwide Ecommerce Will Approach \$5Trillion This Year, eMarketer, January 13, 2021: [www.emarketer.com/content/global-ecommerce-update-2021](http://www.emarketer.com/content/global-ecommerce-update-2021)

2 The Future of Ecommerce Report 2021: Shopify Plus' Annual Report on Global Commerce Trends, Shopify Plus: <https://bit.ly/2X9buZF>

3 The Future of Ecommerce Report 2021

4 Michael Schidlow, "Ghost Laundering (Part 1): Transaction Laundering's Online Twin Grows in Popularity," Thomson Reuters, September 25, 2018: [www.thomsonreuters.com/en-us/posts/investigation-fraud-and-risk/ghost-laundering](http://www.thomsonreuters.com/en-us/posts/investigation-fraud-and-risk/ghost-laundering)

取引は、フロント企業によって主導され、正当な商品やサービスを取り扱っているように見えるが、実際は、マネー・ローンダラーによる不正取引の隠れ蓑になっている。パススルー企業が第三者によって設立され、単体または複数の犯罪組織に活用される、または、ファンネル口座<sup>5</sup>（個人または法人口座において、複数入金先を受入、また、複数地域から出金される口座）を利用し、正当な取引と不当な取引を混在させながら、支払処理を実行させている。これらの取引は、偽り取引または取引が禁止されている商品の販売を含み、Eコマース取引の価値は過大評価されるかまたは、単純に実在しない。これらはゴースト（幽霊）・ローンダリングと呼ばれることがある。<sup>6</sup>

トランザクション・ローンダリングは、新手の貿易を基礎としたマネー・ローンダリングと考えられる。トランザクション・ローンダリングは、多様な理由から検知が困難である。理由としては、決済ネットワークが複雑な点、現金・クレジットカード以外の決済手法の増加、ウェブサイトが不正に利用されることを防ぐためのセーフガード機能が事業者側に備わっていないこと等、多岐にわたる。

ここでどのようにしてトランザクション・ローンダリングが実行されるのか簡単な事例を紹介する。<sup>7</sup>

- 麻薬密売人のジョンは、Eコマースのプラットフォーム上で、ピア・ツー・ピア (P2P) 取引のためのサイトを開設した。
- ジョンは、特定の商品をリスト化して、当該リストのリンクを麻薬購入者に送信する。当該商品の価格は通常よりも少し高額な程度にとどまるため、プラットフォーム事業者が懸念する閾値に満たない価格となっている。

- ジョンの顧客は、オンライン決済事業者を通じて、支払いを行い、ジョンの口座に資金を入金することによって、リスト上の商品を「購入」する。
- Eコマースの事業者とオンライン決済事業者の双方は、本取引に関する手数料を受領する。
- 本取引を正当な取引とするために、ジョンは、購入者に対して空き箱または石が詰まった箱を送付する場合や、送付している商品に関するモニタリングが実施されていないと推測し、商品の発送さえも行わないこともある。
- ジョンは、入金を確認し、麻薬購入者と直接コンタクトをとり、ドラッグを引き渡す。
- ジョンの銀行口座上、取引は正当なものとして取り扱われ、麻薬取引として高額の現金の取引が関与しているといった疑念を銀行は抱かない状態である。
- ジョンは、一連の麻薬取引の収益を見事に洗浄させ、次の取引に移行する。

ジョンが、上記のような単独の麻薬密売人でなく、麻薬や違法な武器の販売、違法なオンライン・ギャンブルの実施、または人身売買コミュニティを運営する等の犯罪組織のリーダーだった場合を想像してください。Eコマースおよびオンライン決済の脆弱性を悪用して、犯罪組織による膨大な資金そして違法な資金を移転する活路を見出すのではないか。ジョンは、顧客と単一取引を行うだけではなく、大規模かつグローバル規模で正当な取引と偽り取引をWeb上で混在させた複雑な迷路を構築しうる。この可能性を考えてください。

5 訳者注：特定の地域にある個人または法人の口座に、複数の現金が報告基準以下で入金され、その資金が別の地域で、短時間のうちに引き出される場合の当該口座

6 “Ghost Laundering (Part 1),”

7 PYMNTS.com, “How The eCommerce Fakers Launder Money,” August 3, 2018:

<https://www.pymnts.com/news/security-and-risk/2018/trulioo-ecommerce-onboarding-fake-merchants-money-laundering/>

貿易を利用したマネー・ロンダリングについては、従来から一般的な資金洗浄手法の1つとして長きに渡り、認識されてきた。なぜ、Eコマースプラットフォーム上で発生している事例が、新卒の貿易を利用したマネー・ロンダリング手法として認知されるまでに長期間がかかったのか。

いくつかの要因が考えられます。まず第1に、グローバル規模で行われるマネー・ロンダリングについては、歴史的に約400兆ドルの被害が金融業界で発生してきたと言われており、そのため、同事業分野でのマネー・ロンダリング対策に焦点が充てられてきたこと。<sup>8</sup>

第2に、Eコマース市場においては、前述の通り、市場が急速に拡大した結果、2,400万をこえるEコマース事業者のサイトがインターネット上で乱立している。このようなEコマース関連のサイトの立ち上げは、金融機関を開設するよりも容易であること。

第3に、Eコマース業界に関するAML関連の規制や監督のための統一的なフレームワークは未整備であることがあげられる。規制整備が遅滞しているのではなく、一般的に、監督当局は、規制によってイノベーションが妨げられることのように市場の成長や動向を一定期間俯瞰して観察することがある。そのため、規制が実態に追いつくまでに時間を要するという現象が生じる。国により微妙な差異はあるが、金融作業部会 (FATF) に応じた整備が要請される金融業界と比較し、Eコマース業界におけるAML規制のフレームワークの構築が急務となっている。

一部の法域においては、Eコマース事業者は、金融サービス事業者としての登録が求められており、同時にAML関連の要請への準拠が求められている。一方で、他の法域では、Eコマース事業者は、限定的な決済サービス事業者として取り扱われ、必要な場合に、マネー・ロンダリング・リスクの検証が求められているにすぎない。

「全てのEコマースサイトと決済業者(訳者注:資金移動業等)は、事業規模にかかわらず、共通していることが1つある。それは、マネー・ロンダラーの絶え間ない脅威にさらされていることである。マネー・ロンダラーは、ビジネスを利用して不正な利益を処理し、資金源を隠蔽し、これらの不正資金を政府や当局が追跡不可能なクリーンかつ課税対象の資金に変換しているのだ。」<sup>9</sup>

第4に、従前から何度も証明されているように、悪者は非常に賢く、彼らを適時に捕まえることは、全産業にとっての課題となっている。トランザクション・ロンダリングの規模を量化することは困難だが、業界専門家は3年以上前には、トランザクション・ロンダリングはグローバル規模において3,500億ドルを超過していると発言している。<sup>10</sup>

本課題を別の角度からの考えてみると、トムソン・ロイターが引用した電子取引協会(ETA)が公表した下記の情報が参考になる。<sup>11</sup>

- 違法薬物や偽造品および違法なアダルトコンテンツのオンライン売上のうち約50～70%は、何らかの形でトランザクション・ロンダリングに関係している。
- 違法ギャンブルサイトのうち90%以上のが、トランザクション・ロンダリングを活用し、利用者のクレジットカードの受け取りを決済システムに移動させている。
- 常に、約35,000から45,000のインターネット薬局が開設されており、違法薬局は4,500億ドルを超える偽造品市場の内の一部に過ぎない。

8 PYMNTS.com, "Deep Dive: How eCommerce Payment Providers Sniff Out Money Launderers," October 7, 2020 : <https://www.pymnts.com/aml/2020/e-commerce-payments-aml/>

9 "Total Assets of Global Financial Institutions From 2002 to 2019," Statista, February 8, 2021: [www.statista.com/statistics/421060/global-financial-institutions-assets](https://www.statista.com/statistics/421060/global-financial-institutions-assets)

10 Elena Van de Sande, "The Digital Evolution of Money Laundering (Exclusive Interview)," goMerchant, August 3, 2017: <http://blog.goemerchant.com/digital-evolution-money-laundering>

11 "The Growing Threat of Transaction Monitoring: What Banks and Processors Need to Know to Safeguard the Payment System — and Themselves," Thomson Reuters: <https://store.legal.thomsonreuters.com/law-products/solutions/clear-investigation-software/anti-money-laundering/the-growing-threat-of-transaction-laundering>

近時、Eコマース事業者が提供する活動の性質が、AMLへの要請をどのように適用するのかを定めるきっかけとなっている。そして、要請自体は、法域間で大きく異なっている。例えば、米国においては、Eコマース事業者は通常、金融サービス事業者(MSBs)として登録することが義務付けられるのが一般的である。これに対し、他の法域、例えば、欧州連合(EU)やシンガポールにおいては、決済事業者として管理されている。また、香港においては、Eコマース企業は、疑わしい取引の届け出義務以外は、AML要請に関する明示的な義務は定められていない。

より成熟したAML管理制度を有してもEコマース事業のマネー・ローンダリングを無くせるわけではない。これは金融業界の経験からも明らかである。しかし、Eコマース事業者がマネー・ローンダリング・リスクの意識を高めることで、犯罪者が業界の脆弱性を悪用することをより困難にすることはできる。

実態に規制が追いつくまで、オンラインの小売事業者と決済プラットフォーム事業者は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のリスクからEコマースのエコシステムを守るために積極的な対策を取ることが求められる。これらのリスクに対する効果的な管理の原則は、金融機関のAML管理態勢と類似しており、Eコマース事業においても同様に活用することができる。

- コンプライアンスの取り組みを指揮および管理する適格なAML担当役員に任命
- オンライン小売事業者または、決済事業者のリスクにふさわしい方針・手続きおよびコントロールの策定と運用。これらには、取引モニタリングシステムを含む
- 従業員に対する注意喚起および研修
- コンプライアンス・プログラムに関する定期的な独立テストの実施

- ピアー・ツー・ピア(P2P)取引に関するKnow Your Customer(KYC)の実施

- 法人間の取引(ビジネス・ツー・ビジネス、B2B)または、法人個人間取引(ビジネス・ツー・ピア、B2P)のKnow Your Partner(KYP)およびKnow Your Transaction(KYT)の実施

KYPとは、Eコマース事業者と決済プラットフォームに關与するすべての加盟店・事業主を含むビジネスパートナーに対する取引時、もしくは継続的なデューデリジェンスのプロセスである。このプロセスには、例えば、加盟店・事業主のビジネスそして社長と役員に関する調査を含む。また、当該事業への従事期間を考慮し、また当該ウェブサイトの信頼性、提供している商品およびサービスと当該加盟店・事業者のビジネスとの整合性、商品・サービスの提供価格と市場価格との乖離、加えて、当該加盟店・事業者の年間収益と競合事業およびマーケット動向との乖離等の妥当性を判断する。KYPは、KYCと同様にAML管理態勢の一丁目一番地であり、基本的だが重要な取り組みである。

KYTは、さらに1歩進んだ取り組みである。加盟店・事業者の事業を検証するために、取引情報を分析するプロセスである。取引データ(例：取引速度、頻度、時間・場所等)から、リアルタイム分析を行うことで、特定のサイトやリンクするサイトを、他のサイトに紐づける。そして、追加調査が必要となるトレンドや取引パターンを特定する。具体的には、ハイリスク国に所在する購入者を特定する、あるいは、取引活動が、一日中発生しているというよりはむしろ、または、短期集中していることを、特定することが可能となる。膨大な量のデータを活用することで、Eコマース市場やその従事者は、レッドフラッグ(訳者注：不正の兆候、疑わしい取引例)を特定し、また管理不可能な課題になることを防止する。

積極的にマネー・ローンダリング・リスクに対して取り組んでいくことは、Eコマース企業にとって、規制導入の機先を制し、ニュースのヘッドラインとなり企業のブランドイメージの棄損を避けるために、最良の方法である。



## プロティビティについて

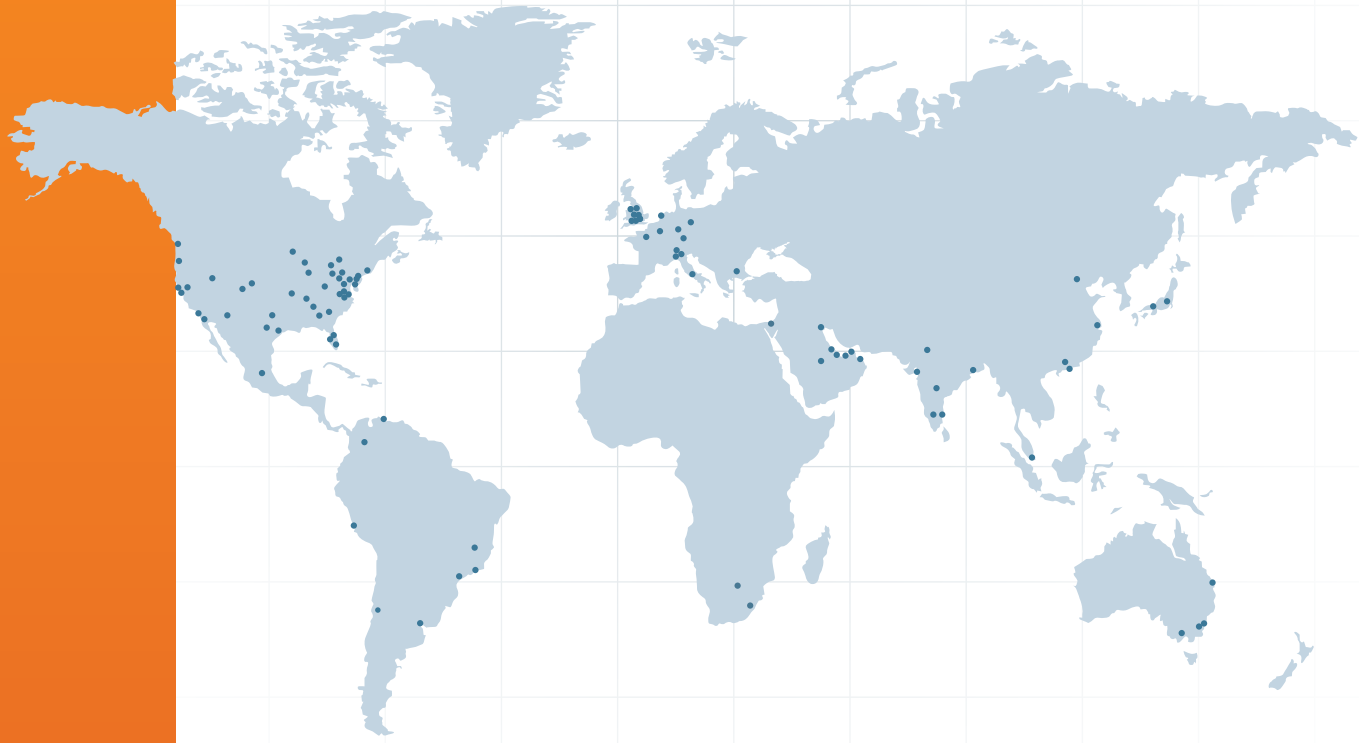
プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25か国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。

プロティビティは、米国フォーチュン誌の2021年働きがいのある会社ベスト100に選出され、Fortune 1000の60%以上、Fortune Global 500の35%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。

## 連絡先

**Carol Beaumier**  
Senior Managing Director  
Asia-Pac Financial Services Practices Leader  
+1.212.603.8337  
[carol.beaumier@protiviti.com](mailto:carol.beaumier@protiviti.com)

**Carol Raimo**  
Managing Director  
Consumer Products and Services Industry Leader  
+1.212.603.8371  
[carol.raimo@protiviti.com](mailto:carol.raimo@protiviti.com)



THE AMERICAS

**UNITED STATES**

Alexandria, VA  
Atlanta, GA  
Austin, TX  
Baltimore, MD  
Boston, MA  
Charlotte, NC  
Chicago, IL  
Cincinnati, OH  
Cleveland, OH  
Columbus, OH  
Dallas, TX  
Denver, CO

Ft. Lauderdale, FL  
Houston, TX  
Indianapolis, IN  
Irvine, CA  
Kansas City, KS  
Los Angeles, CA  
Milwaukee, WI  
Minneapolis, MN  
Nashville, TN  
New York, NY  
Orlando, FL  
Philadelphia, PA  
Phoenix, AZ

Pittsburgh, PA  
Portland, OR  
Richmond, VA  
Sacramento, CA  
Salt Lake City, UT  
San Francisco, CA  
San Jose, CA  
Seattle, WA  
Stamford, CT  
St. Louis, MO  
Tampa, FL  
Washington, D.C.  
Winchester, VA  
Woodbridge, NJ

**ARGENTINA\***

Buenos Aires

**BRAZIL\***

Belo Horizonte\*  
Rio de Janeiro  
São Paulo

**CANADA**

Toronto

**CHILE\***

Santiago

**COLOMBIA\***

Bogota

**MEXICO\***

Mexico City

**PERU\***

Lima

**VENEZUELA\***

Caracas

EUROPE,  
MIDDLE EAST  
& AFRICA

**BULGARIA**

Sofia

**THE NETHERLANDS**

Amsterdam

**BAHRAIN\***

Manama

**SAUDI ARABIA\***

Riyadh

**SOUTH AFRICA \***

Durban  
Johannesburg

**FRANCE**

Paris

**SWITZERLAND**

Zurich

**KUWAIT\***

Kuwait City

**UNITED ARAB**

**EMIRATES\***

Abu Dhabi  
Dubai

**GERMANY**

Berlin  
Dusseldorf  
Frankfurt  
Munich

**UNITED KINGDOM**

Birmingham  
Bristol  
Leeds  
London  
Manchester  
Milton Keynes  
Swindon

**OMAN\***

Muscat

**EGYPT\***

Cairo

**QATAR\***

Doha

**ITALY**

Milan  
Rome  
Turin

ASIA-PACIFIC

**AUSTRALIA**

Brisbane  
Canberra  
Melbourne  
Sydney

**CHINA**

Beijing  
Hong Kong  
Shanghai  
Shenzhen

**INDIA\***

Bengaluru  
Chennai  
Hyderabad  
Kolkata  
Mumbai  
New Delhi

**JAPAN**

Osaka  
Tokyo

**SINGAPORE**

Singapore

\*MEMBER FIRM

プロティビティ LLC お問い合わせ先：マーケティング部 [pj-mktg@protiviti.jp](mailto:pj-mktg@protiviti.jp)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル Tel. 03-5219-6600 [代表] Fax. 03-3218-5533  
〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル Tel. 06-6282-0710 [代表] Fax. 06-6282-0711

© 2021 Protiviti Inc. All rights reserved. [protiviti.jp](http://protiviti.jp)

protiviti®